



鳥取県公報

令和 8 年 9 月 1 日（火）
第 9 8 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（565）（公文書館）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（6件）（566～571）（企業支援課）・・・・・・ 2
	基本測量の終了（572）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 7
	公共測量の終了（3件）（573～575）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	車両制限令による道路の指定（2件）（576・577）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 7
	車両制限令による道路等の指定（578）（〃）・・・・・・・・・・ 8
◇ 公 告	令和 8 年度後期技能検定の実施（産業人材課）・・・・・・・・・・ 9
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県立公文書館長 西 村 芳 将

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
一般財団法人米子市文化財団	米子市末広町293	令和6年9月9日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
倉吉博物館協会 会長 岡野 稔	倉吉市仲ノ町3445-8	令和6年10月28日	〃	〃
公益財団法人鳥取市文化財団	鳥取市栄町655	令和8年1月16日	〃	〃
鳥取県立博物館振興会 会長 上山 憲二	鳥取市東町二丁目124	〃	〃	〃
鳥取大学生生活協同組合	鳥取市湖山町南四丁目101	令和8年3月11日	〃	〃
S H E E P S H E E P B O O K S 代表 高木 善祥	鳥取市元町121	〃	〃	〃

鳥取県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス車尾店 米子市車尾五丁目1258ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
変更前 （仮称）ドラッグコスモス車尾店
変更後 ドラッグコスモス車尾店
 - 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 変更年月日
平成24年4月22日ほか

- 5 届出年月日
令和8年7月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年9月1日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第567号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス両三柳店 米子市両三柳50-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ドラッグコスモス両三柳店
変更後 ドラッグコスモス両三柳店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 4 変更年月日
平成24年5月19日ほか
- 5 届出年月日
令和8年7月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年9月1日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第568号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス湯梨浜店 東伯郡湯梨浜町大字田後356－1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

変更前 （仮称）ドラッグコスモス湯梨浜店

変更後 ドラッグコスモス湯梨浜店

（2）大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

平成26年11月15日ほか

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年9月1日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び湯梨浜町産業振興課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス伯耆町店 西伯郡伯耆町大殿703ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモス伯耆町店

変更後 ドラッグコスモス伯耆町店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

平成27年1月17日ほか

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年9月1日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び伯耆町企画課経営企画室において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第570号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス皆生店 米子市新開一丁目1395-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモス皆生店

変更後 ドラッグコスモス皆生店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

平成28年3月5日ほか

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年9月1日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第571号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス目久美店 米子市目久美町244-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモス目久美店

変更後 ドラッグコスモス目久美店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

平成28年5月21日ほか

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年9月1日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和8年3月31日

鳥取県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 倉吉市上福田
- 3 終了年月日 令和8年3月16日

鳥取県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市上下水道事業管理者上下水道局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市
- 3 終了年月日 令和8年3月19日

鳥取県告示第575号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市
- 3 終了年月日 令和8年3月25日

鳥取県告示第576号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	倉吉由良線	東伯郡北栄町六尾字夢地214－7地先から同町由良宿字東浜1458－2地先まで	令和8年9月1日
〃	〃	東伯郡北栄町六尾字夢地213－1地先から同町西園字中浜1371－2地先まで	〃
〃	木地山倉吉線	倉吉市米田町二丁目62－2地先から同市駄経寺町二丁目20－2地先まで	〃
〃	羽合東伯線	東伯郡北栄町江北字寺前60－2地先から同町西園字温湯138－1地先まで	〃
〃	〃	東伯郡北栄町由良宿字熊中江484－1地先から同郡琴浦町大字槻下字五郎塚1555－1地先まで	〃

鳥取県告示第577号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	秋里吉方線	鳥取市秋里1070地先から同市天神町33－1地先まで	令和8年9月1日
〃	鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目201－1地先から同市国府町新通り三丁目350－1地先まで	〃
〃	河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り776－9地先から同字780地先まで	〃

鳥取県告示第578号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	179号	東伯郡湯梨浜町大字久留字河原田20－6地先から同大字字樋口下186－1地先まで	令和8年9月1日
県道	倉吉由良線	東伯郡北栄町六尾字夢地214－7地先から同町由良宿字東浜1458－2地先まで	〃
〃	〃	東伯郡北栄町六尾字夢地213－1地先から同町西園字大法366－2地先まで	〃
〃	木地山倉吉線	倉吉市米田町二丁目62－2地先から同市駄経寺町二丁目20－2地先まで	〃

〃	羽合東伯線	東伯郡北栄町由良宿字熊中江484－1地先から同郡琴浦町大字槻下字五郎塚1555－1地先まで	〃
---	-------	---	---

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、令和8年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 特級

金属熱処理
機械加工
非接触除去加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業）
機械検査（機械検査作業）
シーケンス制御（シーケンス制御作業）

鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
縫製機械整備（縫製機械整備作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業及びプラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
機械・プラント製図（機械製図CAD作業）
金属材料試験（組織試験作業）
塗装（鋼橋塗装作業）
広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）
機械加工（普通旋盤作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
シーケンス制御（シーケンス制御作業）
内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）
家具製作（家具手加工作業）
建築大工（大工工事作業）
機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験により実施する。ただし、造園（造園工事作業）にあつては学科試験のみ実施する。

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、令和8年11月27日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

全職種 令和9年1月31日(日)

(イ) 1級及び2級

職種	実施期日
鍛造、機械検査、シーケンス制御、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和9年1月24日(日)
さく井、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、防水施工及び機械・プラント製図	令和9年1月31日(日)
空気圧装置組立て、縫製機械整備、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装及び広告美術仕上げ	令和9年2月7日(日)

(ウ) 3級

職種	実施期日
シーケンス制御及び内燃機関組立て	令和9年1月24日(日)
造園、家具製作及び機械・プラント製図	令和9年1月31日(日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て及び建築大工	令和9年2月7日(日)

(エ) 単一等級

職種	実施期日
電子回路接続	令和9年2月7日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

全職種 18,200円

イ 1級、2級及び3級

職種	手数料
機械・プラント製図	13,300円
機械検査	15,100円
上記以外	18,200円

ウ 単一等級

18,200円

エ イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち3級に該当するものを受検する23歳未満の者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、「23歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者(オに該当するものを除く。)をいう。

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していない者

(イ) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

職種	手数料
機械・プラント製図	8,800円
機械検査	10,600円
上記以外	13,700円

オ イ及びエにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち3級に該当するものを受検する23歳未満の在職者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、「23歳未満の在職者」とは、4の(1)のエの(ア)及び(イ)に該当する者のうち、受検申請日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。

職種	手数料
機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
上記以外	9,200円

カ イ、エ及びオにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 県内に設置されている法第15条の7に規定する公共職業能力開発施設における訓練を受けている者又は法第24条第3項に規定する認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

(イ) 県内に設置されている学校のうち、高等学校、中等教育学校の後期課程、大学（専門職大学及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校又は各種学校在籍している者

職種	手数料
機械検査（2級に限る。）	3,100円
機械検査（2級を除く。）	2,900円
造園、機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、家具製作及び建築大工	3,100円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードの写し等）

なお、個人番号カードの写しにあつては、個人番号の記載箇所を黒塗りにすること。

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

令和8年10月5日（月）から同月16日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時とする。

なお、(1)に掲げる書類は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより(2)の提出先に送付するものとし、令和8年10月16日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会が配布する。

イ 提出書類を封入した封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（法第47条第1項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付け

る。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、令和9年3月12日（金）にインターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が令和9年3月12日付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東伯郡琴浦町大字高岡字樋口226	田	1,848
東伯郡琴浦町大字高岡字樋口229		2,012

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の 始期	存 続 期間	借賃に相当する補 償金の額（円）	補償金の支払の方法
東伯郡琴浦町大字高岡字樋口226	令 和 9 年 1 月 1 日	10年	94,090	利用権の始期までに鳥取 地方法務局に供託する。
東伯郡琴浦町大字高岡字樋口229			102,440	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年9月15日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項